

平成31年度西都市立妻中学校部活動方針

平成31年4月1日
西都市立妻中学校

平成30年度3月、スポーツ庁「運動部活動ガイドライン」、10月宮崎県教育委員会、12月西都市教育委員会の方針を受け、本校における部活動方針を策定いたしました。

1 部活動の意義

部活動は、学校の管理下において計画、実施される教育活動であり、学年や学級の所属を離れ、共通の興味や関心をもつ生徒が、技能の向上や個性の伸長を図るとともに、心身の鍛練に努める活動である。また規律正しい集団での活動を通して、心身ともに健康で調和のとれた人間を育成することをめざして行われる教育活動である。

学校生活が知・徳・体の調和のとれた人間の育成を期して行われるように、部活動もまた、学習や学校生活との調和を欠くことのないように進めることが大切である。そのためには、教師の指導の下、自主的・自発的な練習態度を養い、学校で決められた部活動の決まりを守り、常に学習との両立や生活態度の向上を目標に取り組むことが大切である。厳しい練習や対外試合、コンクールなどへの参加を通して得られる顧問や部活動の仲間との人間的なふれあい、感動や成就感、苦しさに耐えて培われる精神力は、心身ともにめざましい発展途上の中学生にとっては、かけがえのないすばらしい教育活動の場である。

しかし、一歩その運営を誤ると、試合やコンクールで勝つことだけを目標にして練習が過度になり、多くの問題が生じることはこれまでも多々指摘されている。このような部活動に生じやすい問題を未然に防ぎ、学校教育活動の一環として正常な部活動に励むためには、学校で決められた部活動の決まりに沿った活動を行うことが大切である。

2 部活動のねらい

- (1) 部活動を通して個性を伸ばし、生涯にわたって運動や文化活動に親しむ習慣を養う。
- (2) 自己の役割を果たし互いに協力しあうことにより、望ましい人間関係を醸成し、協調性や責任感などの社会性を養う。
- (3) 本校の教育目標や教育方針にそった指導・活動を貫き、学習との両立を重視して、計画的・合理的な活動をめざす。
- (4) 学校の管理下において計画・実施する教育活動として、全職員による組織的な運営と指導を行う。
- (5) 自分自身の能力に挑戦する意欲や、前向きに取り組もうとする積極性、最後までがんばり抜く強い精神力など、心身ともに健全な中学生の育成をめざす。

3 活動の決まり

- (1) 入部について
 - ① 入部については、保護者の同意を得た後、入部届を提出する。
 - ② 部活動は、3年間継続させることを原則とする。
 - ③ 入部にあたっては、本校の決まりを守ることを誓約する。
 - ④ 1年生の入部届提出については、別途、期間を設ける。2、3年生についても、確認のため年度当初に入部届（継続届）を提出する。
 - ⑤ 入部届は2部作成し、1部は部顧問、もう1部は学級担任に提出する。
- (2) 活動について
 - ① 活動にあたっては、各部で長期的な計画を立案し、計画にそった活動をする。
 - ② 活動には可能な限り顧問がつき、生徒だけでの活動にならないようにする。やむを得ず出張等により顧問が不在のときは、顧問が安全面に配慮した活動ができるように指示を出し、同じ場所で活動する部の顧問や他の職員の協力により活動する。
 - ③ 部活動を活性化するために、各部キャプテンによるキャプテン会を設置する。

(3) 活動時間について

① 平日の活動時間 ※1日長くとも2時間程度とする。

月		終了時刻	下校完了時刻
4月		18時15分	18時30分
5月～7月		18時30分	18時45分
8～9月	9月1週まで	18時30分	18時45分
	9月2週以降	18時15分	18時30分
10月	文化祭まで	18時15分	18時30分
	文化祭以降	18時00分	18時15分
11月	県大会まで	17時45分	18時00分
	県大会以降	17時30分	17時45分
12月		17時15分	17時30分
1月	前半	17時30分	17時45分
	後半	17時45分	18時00分
2月～3月		18時00分	18時15分

② 土曜日及び日曜日・祝日の活動時間

8時00分～17時00分の間を原則とし、大会や練習試合等の他は3時間程度とする。

③ 長期休業中の活動について

別途計画を立案し、計画的に活動する。

④ 休養日の設定について

- ・ 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日のいずれか1日は休養日とする。ただし土・日の2日にわたり大会が実施される場合、他の日に振り替える。
- ・ 「家庭の日」(第3日曜日)は、大会等特別な場合を除き、休養日とする。なお、3連休以上の中日に「家庭の日」が入る時は、その連休の中で振り替えることができる。※ここでの大会とは県大会以上の上位大会に繋がる大会を指す。
- ・ 長期休業中は、学期中休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動が行うことができるよう、長期休業の意義を踏まえ、ある程度長期の休養期間を設ける。

⑤ その他

- ・ 朝・昼休みの活動は禁止する。
- ・ 顧問は、翌月までの部活動実施計画(活動日時・場所、休養日、大会参加日等)を作成し、所属の生徒・保護者に配付する。
- ・ 定期テスト前は、中間テスト3日前、期末テスト5日前から活動を停止する。ただし、部活動停止期間中に大会が開催される場合は、学校長の許可を得て参加(活動)を認める。
- ・ 活動時間の延長は一切認めない。

(4) 活動の決まりについて

- ① 活動時の服装については、各部で統一したジャージ・ユニフォーム・練習着または、学校指定の体育着・ジャージを着用する。
- ② 休日の部活動や校外での部活動で自転車を利用する場合にも、ヘルメットを着用し、交通ルールを厳守する。
- ③ 染髪・ピアス・眉そり・法令違反等の問題行動が生じた時の措置については、部活動規律委員会を開き、規定に基づいて対応を決定する。なお、中学校体育連盟申し合わせ事項により、眉そり・染髪の生徒は大会に出場できない。
- ④ その他、校則や生徒心得を厳守する。
- ⑤ 休日の部活動時の決まりについては、別に定める。

(5) 退部について

3年間の継続を原則とするが、諸事情により退部する場合には、保護者の同意書（退部届）を添えて顧問→学級担任→事務室→部活動担当の順に了解を得（印鑑をもらう）、最終的に部活動担当に提出する。

4 創部・休部・廃部について

(1) 新しい部の発足は原則として行わない。ただし、どうしても新設の必要がある場合には、長期的な展望に立って職員会で慎重に審議して決定する。

(2) 休部・廃部については、「休部・廃部に関する規定」に基づいて、対象となった部活動の整理を進める。

5 対外試合・コンクールへの参加について

(1) 大会や練習試合等の活動で、校外の施設で活動する場合（宿泊を伴わない場合）は、顧問が校外活動計画書を教頭→校長に提出する。なお、各部で保護者から承諾を得る。

(2) 宿泊を伴う合宿・大会・その他活動を実施する場合には、顧問が遠征計画書を教頭→校長に提出する。なお、各部で保護者から承諾を得る。

(3) 事故やケガが発生した場合には、顧問は速やかに校長・教頭・養護教諭に報告する。

(4) 定期テスト前部活動停止期間中に開催される大会・公式試合への参加については、保護者からの承諾が得られた場合のみ、学校長の判断で参加を認める。（※大会参加に向けた練習も同様）その場合、顧問は事前に職員会で報告をする。

(5) 生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とにならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査する。

6 保護者との連携について

(1) 本校部活動の理解と各部活動の円滑な運営の支援組織として、各部活動に保護者会をおくことがある。

(2) 各部活動保護者会の連携を図るために、部活動連絡会を組織することもある。なお、この会には、各部活動の保護者会長が代表で参加する。

(3) 別途、部活動保護者会総会を実施し、本校の部活動運営方針を説明する。

7 外部指導者との連携について

(1) 外部指導者の必要性

部活動は、重要な学校教育活動の一環であるため、日常の指導、大会引率、采配等は、学校職員が行うことが望ましい。しかし、現実的には、「技術指導ができない」「専門分野でない」等の理由や地域人材の活用等の考えから、積極的に外部指導者を活用している。外部指導者の導入にあたっては、指導者としてふさわしい条件を備えた人物であると認められ、大会においてベンチ入りすることが生徒にとって有益であると学校長が判断した場合に限り、中学校体育連盟で承認している。

(2) 導入までの手順

① 部顧問決定後、外部指導者の必要性について顧問と確認する。

② 外部指導者としてふさわしい人物を選考する。

③ 学校長と外部指導者との面談を行い、承認する。

④ 学校長より、外部指導者としての委嘱をする。

⑤ 西都児湯地区中学校体育連盟に外部指導者の申請をする。（4月下旬・評議員会）

8 今年度努力事項（指導の重点項目）について

< 具体的共通指導事項 >

(1) 日常生活（学校・家庭）と結びつけた指導の徹底

(2) 自分から進んで、誰にでもさわやかなあいさつと大きな声での返事

(3) 時間（下校時刻等）・ルール（社会のルール・学校のルール・部のルール等）・マナーの遵守

9 顧問について

部 活 動 名	顧 問 名	部 活 動 名	顧 問 名
女子バレーボール		柔道男女	
軟式野球		剣道	
男子ソフトテニス		バドミントン	
女子ソフトテニス		陸上	
卓球男子		吹奏楽	
卓球女子		美術	
弓道男女		水泳クラブ	
サッカー		空手道クラブ	
男子バスケットボール		(駅伝)	
女子バスケットボール			

10 その他

(1) 部活動生に問題行動が発生した場合、次の手順で対応する。

- ① 該当学年・学級担任が事実確認をする。
- ② 学年主任が管理職・生徒指導主事・部活動担当に報告する。
- ③ 部活動規律委員会を開催する。

メンバー：校長・教頭・該当学年主任・生徒指導主事・学級担任・部顧問・部活動担当

- ④ 規定に基づいて対応を検討し、決定する。
- ⑤ 学級担任及び部顧問が、決定内容の報告（本人・家庭）と今後の指導を行う。